

一般名処方管理加算に関する案内

1. 政府は医療費を抑えるためにジェネリック医薬品の利用を推し進めています。

ただ、先発品およびジェネリック医薬品共に供給が不安定な状況が続いております。

そのため、ジェネリック医薬品がある薬剤については、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）での処方（処方箋）とさせていただきます、薬局で供給状況などを考慮して医薬品名を決めていただくこととなります。